

## 田辺市特定商業施設出店等届出要綱

平成 17 年 5 月 1 日

要綱第 55 号

( 目的 )

**第 1 条** この要綱は、本市における特定商業施設の出店等に関し必要な事項を定めることにより、出店予定者に地域のまちづくりへの協力を促すとともに、地域の生活環境との調和を図り、もって地域社会の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

( 定義 )

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定商業施設 一の建物(一の建物として市長が別に定めるものを含む。)内において、小売業、飲食店業その他の商業の用に供される施設であって、店舗面積が 300 平方メートルを超えるものをいう。
- (2) 店舗面積 営業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- (3) 出店 市内において特定商業施設の新設(店舗面積の変更又は既存の建物の全部若しくは一部の用途の変更により特定商業施設となる場合を含む。以下同じ。)を行うことをいう。
- (4) 近隣住民等 特定商業施設の敷地境界線からおおむね周囲 100 メートル以内の地域において居住する者及び事業を営む者並びに当該地域とかかわりのある団体で市長が別に定めるものをいう。

( 適用除外 )

**第 3 条** [大規模小売店舗立地法](#)(平成 10 年法律第 91 号)又は[風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律](#)(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受ける施設については、この要綱は、適用しない。

( 出店予定者の責務 )

**第 4 条** 出店予定者は、特定商業施設の出店及び運営に当たり、地域のまちづくりとの調和を図るとともに、その周辺地域の生活環境に与える影響について事前評価を行い、当該地域の生活環境を良好に保つよう努めなければならない。

( 出店に関する届出 )

**第 5 条** 出店予定者は、原則として特定商業施設を出店する日の 5 月前までに、特定商業施設出店計画届出書により市長に届け出なければならない。

- 2 出店予定者は、前項の規定による届出事項に変更があったときは、速やかにその旨を

特定商業施設変更届出書により市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微であると認める変更については、この限りでない。

(説明会の開催等)

**第6条** 出店予定者は、前条第1項の規定による届出をした日から起算して2月以内に、当該出店予定地内の見やすい場所に市長が別に定める方法により届出事項の概要を掲示するとともに、近隣住民等に対して出店に係る計画の内容について説明会を開催し、当該出店に関し十分理解を得られるように努めなければならない。

2 出店予定者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかに特定商業施設近隣説明報告書により市長に報告しなければならない。

(指導等)

**第7条** 市長は、出店予定者が前2条に定める手続その他の行為を行わない場合は、これを行うよう指導に努めるものとする。

2 市長は、必要に応じて関係機関又は関係者の意見を聴き、出店予定者に対し、第1条に規定する目的に従い、助言又は指導を行うことができる。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の田辺市特定商業施設出店等届出要綱(平成13年7月17日制定田辺市要綱)の規定によりなされた手続その他の行為については、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。